

(12) 授業料免除者等選考基準

(平成 8年4月10日	運営委員会承認)
平成 8年4月1日	実施
平成14年4月1日	一部改正
平成16年4月1日	一部改正
平成18年4月1日	一部改正
平成25年4月1日	一部改正
平成26年4月1日	一部改正
平成27年4月1日	一部改正
平成28年4月1日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正
令和 2年7月8日	一部改正
令和 3年3月10日	一部改正

独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第134号）第2条第1項第2号、第4号及び第8号、第12条第1項第2号、第3号及び第5号、第19条第1項、第22条第1項第1号、第3号及び第4号、第24条第1項並びに附則第2条の規定により授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予を受けようとする者の選考は、この基準の定めるところによる。

1. 授業料免除及び徴収猶予者の選考は、災害等特別な事由を除き、人物、学力及び家計等を勘案のうえ、総合的に行う。入学料及び寄宿料免除者の選考は、家計のみを勘案（私費外国人留学生の入学料免除の選考は、学力及び家計を勘案）し、入学料徴収猶予者の選考については、災害等特別な事由を除き、学力及び家計を勘案する。
2. 人物、学力及び家計の選考基準は、次のとおりとする。

(1) 人物

- ア 学習活動その他学生生活の全般を通じて、態度、行動が学生としてふさわしいこと。
- イ 学生委員による面接結果等により判定する。

(2) 学力（授業料免除、徴収猶予及び私費外国人留学生の入学料免除）

- ア 第1学年に在籍する者は、前期分選考については、中学校3年次の成績の平均が5段階評価で3.8以上、後期分選考については、直近の成績が本人の属する学級内において上位2/3以内であること。
- イ 第2学年以上に在籍する者は、直近の成績が本人の属する学級内（コース制を取る学級にあってはそのコース毎）において上位2/3以内であること。ただし、第3学年への編入学者（私費外国人留学生）の前期分選考については、本校の第3学年編入学試験（外国人留学生対象）合格基準の要件を満たしていること、第4学年への編入学者の前期分選考については、高等学校3年次の成績の平均が5段階評価で3.8以上であること。
- ウ 専攻科第1学年に在籍する者は、前期分選考については、高等専門学校5年次の成績（高等専門学校以外を卒業した者は、直近の成績）の平均が5段階評価で3.8以上、後期分選考については、専攻科1年次前期に修得した単位数（他大学での修得単位数を含む。）が専攻科委員会において毎年定める当該年次各期までの基準修得単位数（以下「基準修得単位数」という。）以上であり、かつ、学業成績において次の算式で算出した学力平均値（以下「学力平均値」という。）が1.8以上であること。

$$\text{学力平均値} = \frac{\text{優 (A) の修得単位数} \times 3 + \text{良 (B) の修得単位数} \times 2 + \text{可 (C) の修得単位数} \times 1}{\text{(小数点第2四捨五入)} \quad \text{総修得単位数}}$$

- エ 専攻科第2学年に在籍する者は、前期分選考については、専攻科1年次に修得した単位数（他大学での修得単位数を含む。）が、基準修得単位数以上であり、かつ、学力平均値が1.8以上、後期分選考については、専攻科2年次前期までに修得した単位数（他大学での修得単位数を含む。）が、

基準修得単位数以上であり、かつ、学力平均値が 1.8 以上であること。

(3) 学 力 (入学科徴収猶予)

ア 学科入学生については、中学校 3 年次の成績の平均が 5 段階評価で 3.3 以上であること。

イ 第 4 学年への編入学生については、高等学校 3 年次の成績の平均が 5 段階評価で 3.3 以上であること。

ウ 専攻科入学生については、高等専門学校 5 年次の成績 (高等専門学校以外を卒業した者は、直近の成績) の平均が 5 段階評価で 3.3 以上であること。

(4) 家 計

本人の属する世帯の前年 (1 ~ 12 月) の所得金額が、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長が定める収入基準額以下であること。

3. 前項の基準にかかわらず次の各号に該当する場合は、特例として授業料免除の対象者とすることができる。

(1) 母子又は父子世帯、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく高い者であって、学力が次に該当する者

ア 第 1 学年に在籍する者は、前期分選考については中学校 3 年次の成績の平均が 5 段階評価で 3.8 程度以上、後期分選考については、直近の成績が本人の属する学級内において上位 2/3 程度以内であること。

イ 第 2 学年以上に在籍する者は、直近の成績が本人の属する学級内 (コース制を取る学級にあってはそのコース毎) において上位 2/3 程度以内であること。ただし、第 4 学年への編入学生の前期分選考については、高等学校 3 年次の成績の平均が 5 段階評価で 3.8 程度以上であること。

ウ 専攻科第 1 学年に在籍する者は、前期分選考については、高等専門学校 5 年次の成績の平均が 5 段階評価で 3.8 程度以上、後期分選考については、専攻科 1 年次前期に修得した単位数 (他大学での修得単位数を含む。) が基準修得単位数以上であり、かつ、学力平均値が 1.8 程度以上であること。

エ 専攻科第 2 学年に在籍する者は、前期分選考については、専攻科 1 年次に修得した単位数 (他大学での修得単位数を含む。) が基準修得単位数以上であり、かつ、学力平均値が 1.8 程度以上、後期分選考については、専攻科 2 年次前期までに修得した単位数 (他大学での修得単位数を含む。) が基準修得単位数以上であり、かつ、学力平均値が 1.8 程度以上であること。

(2) 家計が基準外であっても、収入基準額を超える金額が、収入基準額の 10% の額以内の者であって、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者

4. 第 1 項から第 3 項の基準にかかわらず次の各号の一に該当する者は授業料免除の対象者としな

(1) 留年している者。(授業料免除の対象者を選考するときにおいて同一学年にとどまっている者。)ただし、病気、留学など特別な事由があると認められる者を除く。

(2) 免除申請書類が不備の者

(3) 経常的な収入がなくても子弟の修学にさしたる困難がないと認められる者

(4) 各期の算定基準日以前 6 月以内に懲戒処分 (停学) を受けた者